

「検証機貸出サービス」は、日本国内でご使用される場合のみ有効です。



RMS-10B1(JP)検証機貸出サービス受取確認書

この度は当社のRMSシリーズ検証機貸出サービスをご利用頂き誠にありがとうございます。当社では、ご利用頂く製品に対し裏面の利用規定に沿って製品貸貸と保守を下記印字の期間中提供いたします。

貸貸製品

品名： THOUZER
型名： RMS-10B1 (JP)
製造番号： RMS-10B1-

ご利用期間

2020年月日 ～ 2020年月日まで

お客様記入欄

お客様名
ご住所
ご担当者
電話番号
印

ご販売店様記入欄

お客様名
ご住所
ご担当者
電話番号
印

※ 型番、製造番号は修理依頼時に必要となります。（ご利用製品の型名、製造番号は装置に表示されています。）
本書を大切に保管し、修理の際にご提示ください。

ハードウェアの故障・修理のご相談窓口

受付窓口： サウザーコールセンター
電話番号： 0570-007-303 (ナビダイヤル)
受付時間： 月曜日～金曜日 9:00～17:40 (土日祝日及び12月31日～1月3日を除く)

使用権発行者

株式会社Doog 〒305-0031 茨城県つくば市吾妻3丁目18-4
TEL 029-869-9897 FAX 029-856-9085



利用規定

賃貸人株式会社Doog（以下「甲」という。）と賃借人（表面お客様記入欄に記入された者（以下「乙」という。））は、甲が有する追従運搬ロボットTHOUZER（以下「本件動産」という）について、（表面ご販売店様に記入された者（以下丙という））を介して以下の条項に従って動産賃貸借基本契約を締結した。（以下本契約によって設定される賃借権を「本件賃借権」という。）

第1条（賃貸借）

1 甲は、丙を介して乙に対し本件動産を賃貸し、乙はこれを賃借する。賃貸借に必要な条件は、本契約に定めるものとする。

第2条（存続期間）

本件賃借権の存続期間は、本契約に定めるものとする。但し、存続期間の最低期間は1か月（月単位・日割り清算なし）とする。又、貸出期間は表紙に書かれた期間とする。

第3条（賃料）

1 本件動産の賃料及びその支払い方法は、別途定める。

第4条（使用目的）

乙は、本件動産を試用のためののみ使用するものとし、第7条による甲の承諾を得ない限り、その他の目的に使用しない。

第5条（善管注意義務）

- 乙及び丙は、通常の使用方法に従い、本件動産を、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、甲は賃貸借期間中の事故について一切の責任を負わないものとする。（本動産が故障した場合も含む）
- 乙及び丙が本製品を使用する場合、製品マニュアルをよく読んだ上で、現場の安全を確認し、安全に十分配慮して使用するものとする。
- 丙が本製品を第三者に賃貸する場合、第三者に製品マニュアルを引渡し、かつ本製品使用に当たっての注意事項の説明を製品マニュアルに基づいて、確実に行うものとする。
- 丙が本製品及び甲の製品以外の製品を第三者に売却又は賃貸しようとする場合、事前にエンドユーザーの牽引物、現場の安全性、危険リスク、を製品マニュアルに従い、エンドユーザーと共に検討した上で行うものとする。
- 丙は、製品マニュアル記載の危険が予測できる現場へ本製品を導入、導入の提案はしないようにする。
- 丙は、運用現場の安全性を検討するうえで不明点がある場合、甲に当該事項について問い合わせを行うものとする。
- 安全上の理由から製品マニュアルは予告なく甲が改訂できるものとし、製品マニュアルが変更された際には、丙が貸与した第三者及びエンドユーザーに対して、改訂された製品マニュアルを丙が確実に送付するものとする。
- 丙が自ら牽引治具を製作し販売する場合には、現場の安全性を損なわない牽引治具を製作するものとし、また、現場の安全性に配慮した製品マニュアルを作成するものとする。また、当該牽引治具に関する製造物責任は丙が負うものとする。

第6条（賃借権の譲渡・転貸・原状変更等）

乙は、次の場合には、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 名義、形式の如何を問わず、第三者に、本件賃借権を譲渡し、または本件動産を転貸するとき
- 本件動産の原状を変更するとき
- 使用目的を変更するとき

第7条（契約の解除）

以下の各号に掲げる事由が乙に存する場合は、甲は、催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

- 第3条に定める賃料の支払を2カ月分以上遅延したとき
- 賃料の支払を遅延し、甲と乙と丙との本契約または信頼関係を破壊する程度に至ったと認められるとき
- その他本契約に違反したとき

第8条（契約の中途解約及び更新）

- 甲および乙および丙は本契約を中途解約することはできない。
- 甲および乙および丙は協議の上、本契約を更新することができる。

第9条（返還・遅延損害金）

本契約が終了した場合、直ちに本件動産を甲に返還するものとし、本件動産の返還が遅延した場合には、乙は遅延期間に応じ、

1日あたり金 10,000 円の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

■貸出中の製品保証について

- 本件動産が貸出中に故障した場合は、下記の通り修理をいたします。（ただし自然故障の場合のみ）お客様の過失による故障は有償となります。
[受付窓口および対応時間]
本保証に基づく修理のご依頼に関しましては、以下の窓口での受付のみとなります。
受付窓口：サウザーコールセンター
電話番号：本書表面をご覧ください。
受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:40（土日祝日及び12月30日～1月3日を除く）
- 保証期間中でも、次のような場合は、作業費および修理作業に必要な部品費が有料となります。
 - 本書のご提示がない場合
 - 本保証書に販売店名の記入がない場合、字句を書き換えられた場合、その他事実と異なる記載がされていた場合。
 - ご使用上の誤り、または不当な修理や改造、誤接続や指定外の電源使用による故障および損傷の場合。
 - 火災・地震・風水害・落雷およびその他の天災地変、テロ、暴動、公害、塩害、ガス害（硫化ガス等）、以上電圧による故障の場合。
 - 接続している他の機器、および不適当な消耗品や架台の使用に起因して本製品に生じた故障および損傷の場合。
 - お客様のご使用環境や維持・管理方法に起因して生じた故障および破損の場合。（例：埃、錆、カビ、虫、小動物の侵入による故障等）
- 保証が適用される範囲は以下のとおりです。
 - 製品の範囲は、①本書が同梱された本製品（標準搭載品含む）、②本製品に搭載して出荷されるオプションおよび、当社が本製品との搭載を保証する当社製オプション製品のハードウェア部分に限らせて頂きます。
 - 本製品の取り付けられた他社製機器および装置については、当社では保証いたしません。
- 本保証書適用の前提条件は以下のとおりです。
 - お客様は、当社が本保証の提供にかかる作業を実施するにあたり、当該作業に必要な協力を行うものとしします。
 - 当社が本保証の提供にかかわる作業をお客様事務所にて実施する場合(保証期間中の有償によるオンサイト修理を意味します。)お客様は当社に対し、当該お客様事務所への立ち入り、当該作業の実施に必要な機器設備等の無償提供、ならびに当該作業に必要なソフトウェアの持ち込み、および本製品への使用を合理的な範囲で認めるものとしします。
 - 当社は、本保証の提供にかかる作業の全部または一部を第三者に委託できるものとしします。
 - お客様ご自身で取り付けられた架台や張り付けられた牽引治具等につきましては、取り外したうえで修理をご依頼いただくものとしします。また、お客様ご自身で行われた塗装や刻印等につきましては、元の状態への復旧はできないものとしします。
 - 当社は修理期間中の代替え機の貸し出しは行わないものとしします。
 - 修理を行う際に使用する交換部品は故障部品と機能、性能が同等な部品（再用品を含む）としします。また、取り付けられた部品は、取り外された部品に対する補償サービスの条件を引き継ぐものとしします。
 - 本製品の修理と関係のない架台や牽引治具等につきましては、事前にお客様の方で対象機器から取り外したうえで修理おご依頼いただくものとしします。なお、万が一これらが対象機器に不可された状態で修理をご依頼いただいた場合、当社ではこれらの管理につき一切責任を負いません。
 - 次の各号のいずれかに該当するものは、修理の対象から除かれるものとしします。
 - お客様が本製品出荷時の標準搭載の部品を加工・改造されたこと、または対象機器出荷時の標準搭載以外の部品を使用されたことに起因する故障の修理。
 - サウザー説明書内の重要事項説明書に記載してある注意事項を遵守頂かず故障した場合の修理。
- 本規定の変更
当社は、お客様への事前の通知およびその承諾なしに本規定の内容を変更できるものとしします。この場合、本保証の提供条件は変更後の規定によるものとしします。なお、変更後の規定については当社ホームページ等により通知するものとしします。
- 本保証に関するお客様と当社との間の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審における合意上の専属的管轄裁判所とします。
- 本保証書は、本製品を日本国内でご使用され、かつ修理を依頼される場合にのみ有効です。
※この保証書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありません。